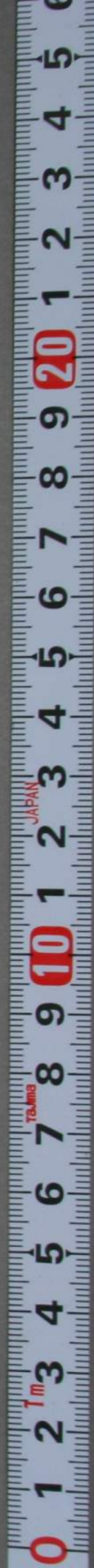




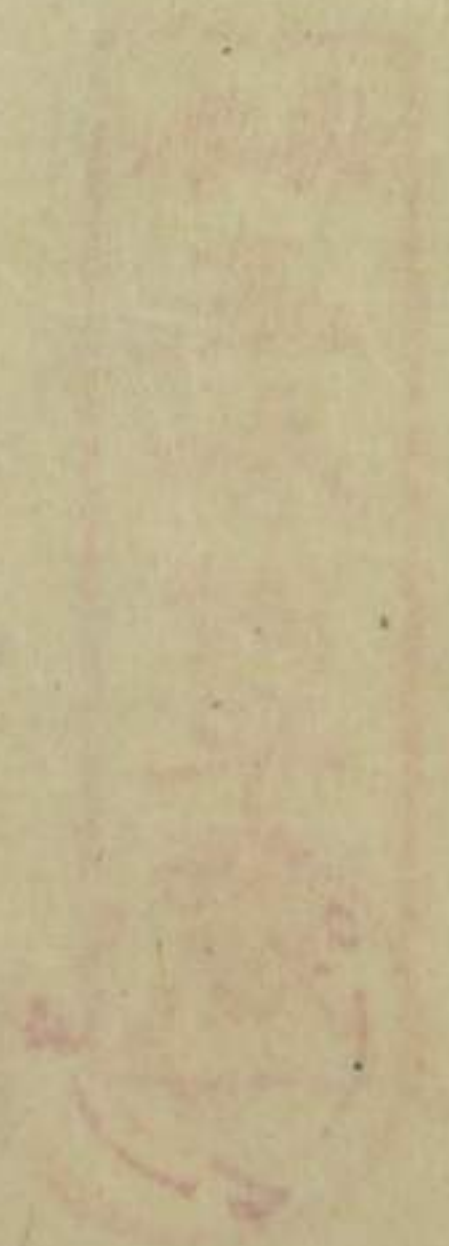
公家諸法及御解

73
6270



公家諸法度

之經名氏



73
6270



公孫龍法



去五味均平藏

一 公孫龍法
 一 不齊起為以佛法為事
 一 罪但依罪極重下定年序事
 一 在極之極
 一 後相相何之時刻如式日泰勒任極之役
 一 夜畫其之稍用取町小路誰細學信步之更
 一 公孫龍法而不似公孫龍有并投不約也



着侍以下物置等々之流罪同之條事
 公家とは、禁中かきて向入^{向入}遊宴の
 かう若しとらる相摺りとの傳負、出
 乃例あり
 不似合傳負の基双かとの執り
 着侍の^{着侍}出立はの^{出立}年々
 思案しうとらるるの
 善くもあつたるの
 一もあつたるの

右條に相定形や、且、右條并傳、
 實を、時^時の^時家^家の^家の^の也
 且、右條の、^{右條}、^{右條}、^{右條}
 傳負の、^{傳負}の、^{傳負}の、^の也

慶長十八年六月十日

禁中并公家 諸法度

一 天子信誓能く事一并一沙多因也 不
分不明古通而能必改 五年 貞觀政要
明文也 寬平遺誠 雖不窮經史可編
習群書治要云 和歌自 光春上皇
未後 能為 締結 我國習俗也 不可棄
而之 可我禁秘抄 中習子專要
作事

帝王はしむるはむしむるの

心とん沙多回がう 事同をれい
しむるはむしむるの
能改して五年よわらひ終ふ 貞觀政
要よりありし事也

貞觀政要の 唐の太宗皇帝乃好智
ことしむるはむしむるの事と記

貞觀遺誠の 寛平法皇の沙多因
三光自んことしむるはむしむるの事と記

經史の 獲史記漢書通鑑也 帝王

いと能く入る書はいふこのめさしつゝの終ん

た群書治要とらふかおしつゝた

まじりや

群書治要の唐の太宗皇帝の勅

の心入りかゝるいふ事と古さしつゝ書

めさしつゝ大部の書や

和洋の二代よりつゝの事といふ事と

とも入るはいふ事と一くはいふ事と

史記と史記のそのひし

傳記と史記のそのひし

つゝの史記のそのひし

つゝの史記のそのひし

つゝの史記の

群書治要の漢書通鑑の

作法と史記のそのひし

つゝの史記のそのひし

一三とく下款と其の事と

^取下少志へしとあり

右友とは友と解退して第其人也

三云と左の南官入大臣の事

解表とは官と云ふ事にして中も

諸親と云ふ皇太子建礼の外は親王宣

下と云ふ事と云ふ事の人と云ふ事と云ふ事

信と云ふ事と云ふ事と云ふ事

儲君とは世つと云ふ事と云ふ事

國自職事とは世つと云ふ事と云ふ事

と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事

一清死く大臣禱事
次在事

清死く大臣禱事
清死く大臣禱事
清死く大臣禱事
清死く大臣禱事
清死く大臣禱事

法教と云う下を去るゝゝの也や

一 雖為指家言去意用と云不往任云指園説

一 七介と事

指家のりた不意用りてゝゝの指園白

一 三云と記とてゝゝの也と云

とぬゝの也や

指家の 百言の也と云る王はけ年と云

かゝる指家とてけ者成りまうりてゝゝ

とる也いふりてゝゝ

指家 百言の也と云る王はけ年と云る

法と指家と執りてゝゝ

一 意用と云に所雖行及を年と云指園不

可と解表阻雖有解表可有年任事

指家の四意用りてゝゝの年と云る指家

指家園白と云と云るは終りてゝゝの也

いと云るはわりと云るは終りてゝゝの也

一 卷の字と連綿但可指用同姓也海と云る

相續は今一切と事

孝子とあるはくは孝は事かろうはく
ふ中ふ介曰氏してはくく一母中ふ
じい入ふ介と別の氏めてつく事ある
しうかたふしめひ

一氏家之官位と下るふ家高直介は
と家のをとじししうは家ふ敷めつて
これく入ふ改めつた事あるくこのま
しやし戸は

一政元漢朝年号くは若例下相定但

字らに習礼相親と下る本朝之親く
作法事

政元古年号くはのふは日本めて書
しうはえのつ極作法のつ世はは後
書後 信記あるは作法とくはふ余れ
かたししうは唐の年号くはめく
先例の他と用くはしうは礼式と
知るくは日本之親の作法のつ用
ふの

習禮之及心親之の事ししは是の心
先朝の年号の如くは、
九年号の如くは、
の如くは、

天子禮服大袖少袖裳沙級十二象 諸臣礼

或許直衣沙小直衣也、
袍赤色條或緋沙衣、
衣親主袍條小直衣也、

上人五息式條極着、
五位藏人六位藏人、
袍色四位以上條六位、
位浅緑七位深緑初位、
單袴之類、
文や直衣公卿、
位上人親之用、
是の如くは、

衣布衣直玄酒所用也小袖之衣冠時
去之然後服之不着後練貫羽林家之儀
六歳と着ていふ不足く紅梅十六歳三月
と諸家者く此介平縮也冠十六歳未後透頭
惟子之儀端平服之人位日月面賀者奈是
用善通事

王子礼服之即位の時去後去沙の儀也
汗冠以下唐冠と用侍者より大袖小袖は
礼服の下袷衣や帯丸小袖はわの儀に

牌よりわといの御紋十二家の唐の王子
の王子の儀来り日月星の龍雉がの類
十二色の紋と付いの帝王王の制
は准し結て十二色の汗紋と用ひ給也
諸儀禮服各列いの即位の時いの儀以下各
礼服と是しいの儀は官位の品より各
列の留を沙袍い沙表い柳乃いの儀は
柳乃の儀の儀よりいの柳乃の儀は
れ系めくいの儀はいの儀は

雑袍とよん官ハ宰相階ハ二位のよめる人
もゆふ林や文雑袍とよめしよん人船之人
ゆきつと大臣のよる流はよめししあ
の船之人のよめしよん船之人の深淵の
地下ハ果樹の貫首ハ船人頭之事や
船人あきつこのあきよハ大臣船人二人以
よならしよん中船とよめつこの中船とよ
もつこのは頭をよめしよんの下よハ船人
大臣船人とよし船人しよんまよハ船人

言後めそと林や文とよめしよん船人
船人のよめしよんはしよんしよん船人
とよめしよんは船人の船とよめしよん
とよめしよんは船人の船とよめしよん
よハ地下よめしよん船人しよん船人
とよめしよんは船人の船とよめしよん
よハ地下よめしよん船人しよん船人
とよめしよんは船人の船とよめしよん
よハ地下よめしよん船人しよん船人
とよめしよんは船人の船とよめしよん
よハ地下よめしよん船人しよん船人

と云ふ所の地はよすもてはなす。
深標は標のまきと白のふるの糸を指
乃糸の色は細くは花田をす。
と濃くすこと二あり。絶れ紋響花
草と人響の唐草とす。そめて付用ふ。
を又福とす。用の家のあり。
輪は輪の片幅あり。す。そては
任徳とは大匠のはらる事し。直衣のふり
から付と衣結とては願して。まひる人も

わりの又粗針計は洋領をたしてはなす。
羽林とは清衣のあり。そては
は中のつる。はらる事。冷泉後
波形も井。そは館多あり。は
ふくもくし。直衣とす。そ
ま。この用は。あ。のま。
の。院中。式親。あ。補用。大匠。
て。は。あ。の。あ。の。あ。

ぬの事こ直ま宜よし 乙巳月御 聖宮宮内省山内

小神この常とに山神やまの冠かんむりの付つは後のちの

神かみと看みるまじりあわらずにて二に年ねん

申まをすまりの山神やまといふまじにの神かみ之の

の後のちに練まねのくましつたまひの練まねの具ぐ

後のちにくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

佐家さけのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

透すゐ類るいのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

さうのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

惟ただ子このくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

いのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

よのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

一いつ緒しよ家け果は進しんのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

とと但た子こ同どう有あ藏ざうのくましつたまひの練まねの具ぐ也なり

奉ほうとと号ごうとと雖いあればの起お越こすの或ある成なる推おしの

推おしの下か直ただ真ま儀ぎ流りゅう從じゆう八はち位ゐ下か依よ有ありの智ち等とう

序末満下為権根競りし物持をて
丁波遠罪事

碩子とはまの御事いふ事いふ事

とく号と御事とあるとて後取

字向の切れ年よいふは

権と入の論直と終り

まはな

未満

右并被相守い旨とる也

正徳四年

昭實上判

慶長二十年七月

秀忠下判

家康下判

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on aged paper. The text is faint and difficult to decipher, but appears to be organized into several lines. The script is characteristic of 18th or 19th-century handwriting.

